

実務対応報告公開草案第 40 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

平成 26 年 4 月 30 日

早稲田大学 大学院商学研究科 小宮山 賢

I. 総論

本実務対応報告案は、対象とする先端設備等投資支援スキームに対して、安易にオペレーティング・リース取引とする会計処理を許容しないという作成方針が窺える点、および、本スキームの特徴のひとつであり適用指針に規定のない「リース物件の合理的な想定稼働量に基づいて決定される変動リース料」について、リース料総額に含めることを明確化したことは賛意を表する。しかしながら、取扱いが不明確あるいは記述が不十分な点が多々見受けられ、これらの取引に関する実務が混乱するおそれがあり、「企業会計基準等の開発に係る適正手続に関する規則（以下、「適正手続に関する規則」という。）第 11 条にいう「企業会計基準がない分野についての当面の取扱い、緊急性のある分野についての実務上の取扱いなど」として適切ではなく、また、公開草案の第 1 項に記述された目的を満たしていないものと考ええる。

現行の適用指針第 16 号は、その制定の経緯から 20 年程前の基本的なリース取引しか対象としていない。後述するように、本スキームに関する資料からは、変動リース料の取扱い、変動リース料が当初より変動した場合に考えられる会計処理の代替案の検討、現在価値算定に使用できる計算利子率の検討と内容の明確化等といった重要な論点が発生するのは明らかである。また、リース取引は、常にできるかぎり債務計上しないというオフバランーズがひろく存在する取引であり、会計ルールの不備の悪用の可能性への配慮が必要な取引である。企業会計基準委員会の過去の公表物でも、基準第 3 号（退職給付、2005 年）、SPE の取扱い（2011 年）、企業結合における取得関連費用の会計処理（2013 年）等、会計ルールの悪用ともいえる事例に対する努力が行われてきている。公開草案の検討過程で、これらの諸点に対する検討が十分に行われていない。

適正手続に関する規則（財務会計基準機構の WEB に開示されているものによった。）第 2 条では、適正手続を遵守するためには、透明性、十分かつ公正な審議、説明責任が必要となるとされている。企業会計基準委員会の適正手続の規則上の詳細は明らかではないが、IASB のデュー・プロセス（趣意書第 17 項）には、「その論題に関連したすべての論点の識別及び検討」という記載が見られる。企業会計基準委員会では、これと異なるデュー・プロセスが採用されているということであろうか。WEB 配信と開示された審議資料を見る限り、企業会計基準委員会における本件の審議が、このような十分な論点の検討材料を示さ

ずに、文案の検討のみをさせたような外観を有しており、そのようなことは委員（特に非常勤委員）の方々にとっては心外であろう。また、企業会計基準委員会で、なし崩し的にこのような審議形態が国内基準開発で定着してしまうことは残念なことに思われる。

なお、本件スキームは、一度会計処理が決定してしまうと、長期間にわたってそのまま財務諸表に影響を及ぼすことになるため、より慎重な対応が必要であったはずである。本件の作業の期限は、決して制約ではない。過去に、例えば、棚卸資産の評価に関する会計基準（2006 年）では、公開草案後にコメントを受けて全面書き直しが行われており、また、純資産の表示に関する会計基準（2005 年）では基本的な考え方の変更が行われており、貴委員会において、過去に基準等をより質の高いものにする努力が行われてきたことは留意すべきであろう。

Ⅱ．公開草案の内容について

以下に掲げる点について、修正、追加ないし再検討を要すると考える。なお、この後のコメント要約が容易なように、各文中重複して記述した部分があることにご留意いただきたい。

1. 範囲

（1）（2 項）2 項の記述の中で、リース取引の会計処理の判断に重要な事務取扱要領第 3 条第 7 項の記載のうち、例えば、次の事項が脱落しているので、追加記載すべきである。

（7）イ リース期間中の中途解約又は解除が原則できない契約であること（公開草案の（2）の前に入れる。）

（7）へ 計算利率が不当に過大でないこと（公開草案の（6）の後に入れる。）

（2）（2 項）審査結果報告書に記載されている事項は第 3 条第 7 号の記述と比較すると限定的であるので、2 項（7）の「リース契約の要件…通知する。」の部分は正確に記載する必要がある。

2. ファイナンス・リース取引の判定基準

（1）（3 項）適用指針中のファイナンス・リース取引の判定基準は、2 項に記述されている本スキームの対象要件とは異なる。このままの記載だと、2 項の内容がそのまま判定基準となるように誘導してしまう可能性があるため、3 項の冒頭に次のような文章を入れることが必要である。

「2 項に記載された本リース・スキームの特徴は、適用指針のファイナンス・リース取引の判定基準と同一ではない。したがって、…」

(2) (3 項) 本スキームでは、現在価値の算定に貸手の計算利率が使用されることが想定されるため、適用指針第 16 号第 17 項後段の借手の場合の部分の記述を追加する必要がある。

(3) (3 項) 事務取扱要領では、「リース物件の取得価額の 90%」といった表現が用いられているが、製造業者又は卸売業者の場合には現金販売価額が用いられることになる（適用指針第 16 項、借手の判定基準も同じ）ため、この適用指針第 16 項の記載を追加する必要がある。

(4) (5 項) 2 項 (6) では、契約内容の変更について、「リース期間、月額・年額リース料又は見積残存価額を変更する旨の合意」としており、このうちどれが変更された場合に「判定を再度行う」のか（あるいはどの場合でも行うのか）を明示する必要がある。この際には、現行適用指針のもととなった IAS17 の 13 項では、リース分類の見直しの対象となるものとならないものを区分して記述されていることも留意して検討する必要がある。

(5) (5 項) ファイナンス・リース取引の判定を再度行った場合にどのような会計処理が行われるのかを、実務が区々とならないように、ファイナンス・リース取引がオペレーティング・リース取引となる場合と、オペレーティング・リース取引がファイナンス・リース取引となる場合とに分けて、設例で示すべきである。総論にも記述したように、適用指針第 16 号では、基本的なリース取引のみを前提として作成されている。本スキームでは、契約変更は想定内の取引と考えられているようであり、ここで会計処理を示せないと、何のための実務対応報告かわからない。（なお、後述の「結論の背景 16 項」に対するコメントも併せて参照されたい。）

(6) (5 項) リース契約の変更によってファイナンス・リース取引かどうかの判定を見直すという考え方は、契約変更によりリース契約からのキャッシュ・フローが変化することに起因するものと考えられる。本スキームの一つの形態として想定される変動リース料は、「リース料総額に含めて取扱う (6 項)」とされており、変動リース料の変動によりファイナンス・リース取引かどうかの判定が変わるような場合には、判定が再度行われることが固定リース料の会計処理と比較すると整合的である。したがって、5 項の「これ以外の場合、当該判定を再度行うことは要しない。」は、「変動リース料が著しく増減し、ファイナンス・リース取引の判定に影響を及ぼすような場合には、契約内容の変更と同様に扱い、判定を再度行う。」と変更すべきである。（なお、後述の「結論の背景 16 項」に対するコメントも併せて参照されたい。）

(7) (5 項) 変動リース料は、合理的な想定稼働量が測定できることを前提としているが、当初の見積もりに誤りがあったというようなことも容易に想定される。このような場合も、「判定をリース期間中に再度行うことは要しない」とすることは問題である。当初の見積りに瑕疵がある場合については、WEB 配信を見る限り、1 月 27 日開催の企業会計基準委員会において渡部委員との質疑があったようであるが、明確な回答がなく、その後も検討された形跡がない。このような場合には、誤謬（基準第 24 号第 4 項（8））に該当し、過去の誤謬に関する取扱い（基準第 24 号第 21 項）の対象となる旨を第 5 項または第 6 項に明記すべきである。

(8) リース取引については、元々オフバランスのニーズが広く存在する。特に変動リース料は、合理的な想定稼働量が測定できることを前提としているため、逆の意味で、契約内容を意図的に操作することも可能である。つまり、物件の取得価額が 100 で合理的な想定稼働量が 90（現在価値ベース）のものを、契約上は 80（現在価値ベース）とし、実際には 90 のリース料が発生したとすると、判定の見直しを要しないとされているため、このリース取引を契約終了までオペレーティング・リース取引として処理することも可能と考えられる。事務取扱要領案の第 15 条第 1 項や別表 4 はこれに対処する趣旨と理解されるが、本公開草案では、これに対する会計処理に対する手当がされておらず、また審議過程で検討した形跡もない。このような場合には、誤謬（基準第 24 号第 4 項（8））に該当し、過去の誤謬に関する取扱い（基準第 24 号第 21 項）の対象となる旨を明記すべきである。なお、このような取扱いは、当初の見積もりに誤りの場合を含め、実務においては軋轢が生じやすい。その点では、5 項の「これ以外の場合、当該判定を再度行うことは要しない。」は、「変動リース料が著しく増減し、ファイナンス・リース取引の判定に影響を及ぼすような場合には、契約内容の変更と同様に扱い、判定を再度行う。」と変更する案とも併せて比較検討すべきである。

3. 変動リース料

(1) (6 項) 本スキームを踏まえた記述が十分ではない。変動リース料はその性格上リース物件の稼働状況を反映するものと考えられる。適用指針第 28 項では、「リース資産の償却方法は、定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選択適用する。」としているが、3 つのどれでも自由に選択適用できるかは疑問である。これに対する記述を加える必要がある。

4. 開示

(1) (9 項) 合理的な見積額に基づく変動リース料の未経過分を含めて注記することには賛同するが、見積の変更に関する記述が欠落している。適切な記述を加えるか、または、基準第 24 号第 18 項により注記する旨を、本文または結論の背景に含めるべきである。

5. 結論の背景—範囲

(1) (13 項)「本実務対応報告の対象とならない。」は、基本的な取引以外の指針が不足している現状の適用指針においては、本報告は同様な特徴を有するリース取引については参考可能な余地がある。この表現は、類似のスキームについて、かえって不適切な会計処理が行われることを助長してしまう可能性があり、13 項は削除すべきである。

6. 結論の背景—会計処理

(1) (14 項)「分けて検討する必要はない。」という記述は適切な認識とは思われない。ファイナンス・リース取引に該当するかの判定においては、使用する割引率について相違があり、再リースに係る事項については、本スキームでは見積残存価額が高く設定されるところから、見積残存価額がゼロの場合に比べ再リースの可能性がより高まると考えられる。この項目は、削除あるいは審議の上で修文が必要である。

(2) (15 項)「本リース・スキームでは、リース料やリース期間の設定等において、我が国における一般的なリース・スキームとは異なる特徴を有することを踏まえ、ファイナンス・リース取引に該当するかを判断することになる。」とあるが、物件の見積残存価額と割引率の特徴が書き漏れとなっており、「リース料、リース期間、物件の見積残存価額及び割引率の設定等において」とする必要がある。また、この「異なる特徴」が何か全く不明であるので、具体的に書きこむべきである。

(3) (15 項)「ここで、本リース・スキームでは、第 3 項…未満とされる。」の部分は、オペレーティング・リース取引となることを誘導しているかのように読めるので、この後に「なお、これらの特徴は、4 項に記載されたファイナンス・リース取引の判定要件とは異なることに留意する必要がある。」という文章を挿入すべきである。

(4) (15 項) 入手した計算利子率が通常借手の判定に用いられる追加借入利子率と大きく乖離している場合でも、そのまま使用できるのかを明示すべきである。この論点の検討は現行の適用指針の検討プロセスにおいても全く検討されなかったためである。また、実施要領様式第 1 の審査報告書では計算利子率自体の審査は含まれていないため、「さらに、・・・計算利子率の内容を入手できる立場にある。」の部分は誤解のないように修文が必要である。

(5) (16 項)「この判定をリース期間中において行うことについては、リース期間にわたって異なる会計処理を適用することによって生ずる実務上の複雑性を懸念する意見もある。」の記述は、審議のどの過程で出た意見なのか不明である。このような表現が他の企業会計

基準委員会の公表物で用いられていることは承知しているが、本報告で安易に用いることは適当ではない。また、この考え方は事務局の意見と思われるが、何か前提に誤解があるように思われる。変動リース料が増減したとしても、判定の見直しが行われるのは、オペレーティング・リース取引からファイナンス・リース取引に変わるような時点だけであり、毎期煩雑に見直しが行われるわけではない。また、そのような判定の基礎データも、3項(5)に示されたリース契約の変更や事務取扱要領案第15条（損失補填対象額の決め方）の規定から考えて整備されているものと考えられる。また、実質が異なれば異なる会計処理が行われるのは当然であり、「リース期間にわたって異なる会計処理を適用する」のは、むしろ当然の結果とも思われる。リースの会計基準が、取引の経済的実質を反映する形で形成されてきたという事実を忘れているのではないだろうか。このように、見直しを行わないという理由づけに合理性がなく、16項は全文削除すべきである。

(6)(16項) 企業会計基準委員会のWEB配信を見る限り、1月27日開催の企業会計基準委員会での柳橋委員、関根委員および渡部委員の質問に対する専門委員長の回答からは、「見直し時のリース物件の時価が測定できないため、判定の見直しができない。」というのが本質的な理由と思われる。そうであるならばそのように理由づけを記載すべきであろう。もっとも、現行の適用指針のもととなっている米国のSFAS13とIAS17では、見直し時ではなくリース開始時にリースの分類を見直すとしており、そのような懸念は杞憂に終わるのではないかとと思われる。また、具体的な会計処理としては、現行適用指針の77-78項にある考え方が参考になる。このように、5項に対するコメントに記述したように、5項の「これ以外の場合、当該判定を再度行うことは要しない。」は、「変動リース料が著しく増減し、ファイナンス・リース取引の判定に影響を及ぼすような場合には、契約内容の変更と同様に扱い、判定を再度行う。」と変更すべきである。本件に関する企業会計基準委員会の研究員スタッフは、長くリース会計プロジェクトに携わってきた上に、優秀であり、これに対応する会計処理案の提示は容易であろうと考える。

(7)(18項) 文中「一部の変動リース料のように企業の将来の行動を通じて回避できるものが含まれるか否かが議論となっており」とあるが、本スキームは、解約不能でかつ固定リース料型と同様に使用されることが想定されているため、「回避できる」といえないのではないかとと思われる。修文を検討されたい。

(8)(19項)(1)から(3)に掲げられている事項は、いずれも将来の事象であり「客観的な検証」にはそもそも馴染まないと思われる。誤解を受けないような表現に改めるべきである。

(9)(20項) 基本的な取引以外の指針が不足している現状の適用指針においては、本報告

は同様な特徴を有するリース取引については参考可能な余地がある。この表現は、かえって不適切な会計処理が行われることを助長してしまう可能性があり、20 項は全文削除すべきである。

7. 結論の背景—開示

(1) (21 項) 見積の変更に関する記述が欠落している。適切な記述を加えるか、または、基準第 24 号第 18 項項により注記する旨を、本文または結論の背景に含めるべきである。

Ⅲ. コメントへの対応について

「適正手続に関する規則」第 17 条第 4 項では、「寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する」とされている。コメント対応表の公開は、デュー・プロセスの一環であるとともに、基準等の考え方を理解する上で実務上も重要な資料と理解している。本公開草案は、記述が不十分な点が多く見られ、本スキームによる取引が比較的短期間に集中すると想定されるため、このような資料の適時な公表が必要であろう。

本公開草案の前に確定した実務対応報告の第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」は、昨年 12 月 25 日付で公表されている。この公開草案に寄せられたコメントを読む限り、公開草案に対してかなり異なる見解も多数提出された模様である。WEB での開示資料を見る限り、企業会計基準委員会においてコメント対応表が十分に審議された形跡がなく、また、結果としてコメント対応表は適時に公表されておらず(4 月 23 日になって突然公表された)、デュー・プロセスの遵守状況についてやや懸念がある。本件リース・スキームについては、ぜひとも適時な対応をお願いしたい。